

# “農と食” 北の大地から

連載第32回

## 遺伝子組み換え作物で 問われる「農と食」のいま (その5)

遺伝子組み換え(GM)作物の栽培中止を求めるガイドラインの策定から一年、開会中の道議会には罰則規定を盛り込んだ「交雑などの防止に関する条例案」が上程されて審議が進んでいる。この規制条例は、妥協の産物という一面はあるが、「GMフリーの大地」をめざす第一歩。いくつかの事実や関係者の話などを紹介しつつ、これからの課題を探った。

### 全会一致の「意見書」が 規制条例のきっかけに

試験研究の扱いや一部農家による栽培計画をめぐって混乱した遺伝子組み換え(GM)作物の規制問題は、罰則規定を盛り込んだ条例案が開会中の道議会に提案され、論戦の段階に入った。が、条例に違反したときの罰則の軽重などをめぐって「試験栽培の促進」を唱える経済団体と道との事前のすり合わせが終わっていないことや、議会関係者の勉強不足もあり、「条例をめぐる激しい議論にはならないだろう」(道政担当記者)との見方が濃厚である。

当初はきびしい姿勢を示しながら、独立行政法人などが進める試験栽培を特別扱いしてきた、これまでの道政の流れを振り返って。

正式名称は「北海道遺伝子組換え作物の栽培等に関する交雑等の防止に関する条例」。クリーン・有機農業や道産食品の認証、食育の推進、硝酸態窒素による地下水汚染の防止など、北海道独自の施策を盛り込んだ「食の安全・安心条例」とセットになっている。

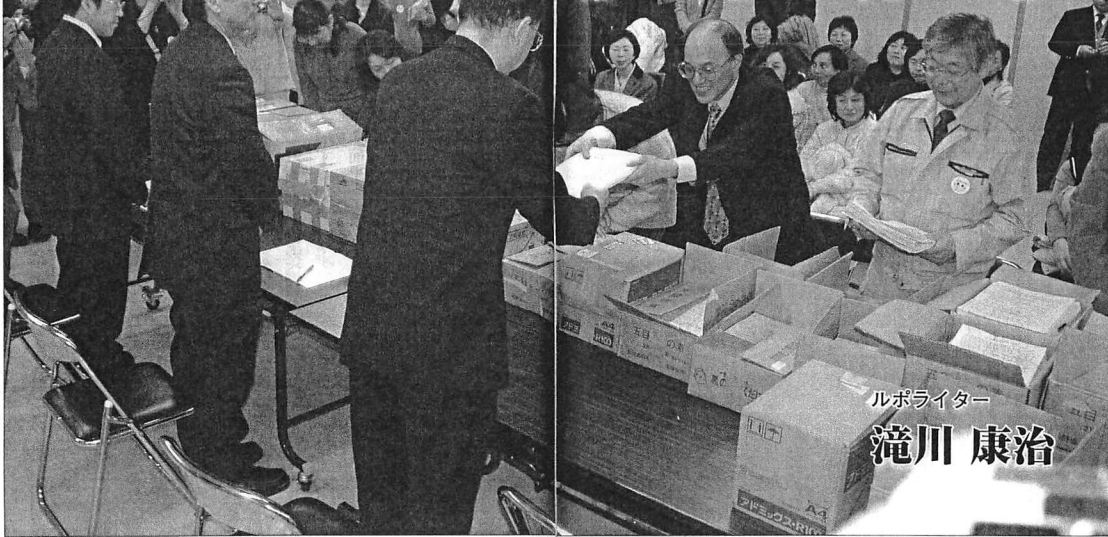
法律で承認されたGM作物を自治体が禁止することはできないため、あくまでも「交雑や混入などの防止」を図ることが条例の目的。この定例会で制定されるば、条例は来年一月から本格的に施行されることになる。

地方自治体の最高規範である条例で栽培を規制する場合、罰則のない内容ではなんの力にもならない。「きびしい罰則規定を設けるかどうか」が実効性を計る物差しになる。

罰則の中身を次頁にまとめてみた。農家などが「無許可」でGM作物を栽培すると一年以下の懲役に処せられるが、試験研究機関などが「無届け」で栽培しても五十万円以下の罰金だけですむ。栽培の対象が、国の承認した同じGM作物であってもある。

道側が当初、試験栽培にも同じように懲役を科す案を作ったが、経済団体などの反発に応え、ゆるめてしまった。二月前半のことだ。わたしは「科学者は過

# 罰則規定を設けた条例の制定で 「GMフリーの島」めざす第一歩



ルポライター  
滝川 康治

GM作物による汚染防止を求める署名簿を道の担当者に提出する全国各地の市民グループの人たち。署名数は19万人分に達した(2月18日、道庁別館で)

をつくってしまった(04年4月号を参照)。周辺環境とじかに接することでは同じ問題でありながら、「農家などによる一般栽培」「研究機関などの試験栽培」というダブルスタンダードを設けた条例案は、このときの失策に起因する。

のちに道が設置した実施条件に関する検討会(座長 松井博和北大教授・委員 11人)では、「一般栽培、試験栽培ともに知事の許可が必要とする当初の規制案が、経済団体や自民党などからの水面下の働きかけで弱められ、「試験栽培は届け出制」へと後退。この経緯がつまり

かにならぬ旧態依然とした展開に、検討会の委員から戸惑いや憤りの声が上がった。昨春からGM作物問題を取材してきたわたしは、「これからの北海道の「農と食」にとって、試験研究をどう位置づけるか?」をめぐって、理念や哲学を欠いた高橋道政の限界を強く感じた(04年11・12月号を参照)。

### 「一般」と「試験」で差別 経済界の声に罰則緩和

ここで、大まかに条例案の中身を紹介

### 法律違反は懲役3年も まだ甘い道の罰則規定

が、条例案の罰則規定はまだまだ甘い。こんな情報を紹介しておこう。

昨年、長沼町や帯広市の農家が作付けを模索したGM大豆は、米国のモンサント社が開発した除草剤「ラウンドアップ」をかけたも枯れないように遺伝子操作されている。そのため、大豆が芽を出して生え、雑草が生えそろうた時点で除草剤をかけ、雑草だけを退治する。「除草



GM作物の安全性をアピールした日本モンサント主催の講演会。少数ながら栽培を模索する大規模農家もいる(2月26日、札幌市内で)

懸念材料については、「消費者の不信による買い控え」「風評被害による販売不振」「花粉汚染などによる他作物や自家採種への影響」「農薬の効かない雑草の出現」

「GM作物の栽培について話し合ったことがあるか？」との質問に、「ない」が六五%を占めており、具体的に取組んでいないところはまだ少ない。

「GM栽培を認めるか？」との問いに対して、「認める」はゼロ、「条件付きで認める」が八%で、「認めない」が七五%と圧倒的に多い。



試験栽培の「実施条件」をめぐって混乱した道の検討会。委員の頭越しに規制案が書き換えられる場面も(昨年10月、札幌市内で)

登録申請されていない時期に違法な農薬使用をすると、同法第十七条の規定により、三年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとされている(民主党・佐藤謙一郎衆院議員の質問主意書に対する昨年12月7日付け内閣総理大臣の答弁書。重い罰則規定であり、これに比べると道の条例案の甘さがよく分かるだろう。経済団体などは何を考えて「懲役の除外」を道に要求したのか、理解に苦しむ。

「道議たちは勉強不足 原点に戻り議論尽くせ」 条例案に対する議会側の対応は、「一般栽培はダメ」で一致しているが、罰則規定の扱いなどで意見が分かれる。

Table with 2 columns: 違反事項 (Violation Item) and 罰則 (Penalty). It lists various GM cultivation violations and their corresponding penalties, such as '無許可栽培' (Unauthorized cultivation) resulting in a 1-year prison term or 500,000 yen fine.

「道議たちは勉強不足 原点に戻り議論尽くせ」 最大派の自民党は、経済団体と道側の調整が終了していることもあり、罰則の軽重や道の行政手法などに対する意見はまちまちで、内情は、自民党の様相を呈しているようだ。

「道議たちは勉強不足 原点に戻り議論尽くせ」 三月下旬の閉会まで論戦が続く、届け出制の是非や罰則のあり方などが論点になりそうだが、妥協しつつ基本線は譲らなかつた行政側に比べると、議会側の勉強不足があつたのではないかと、全会一致

「道議たちは勉強不足 原点に戻り議論尽くせ」 多くの消費者が食べることを敬遠するGMOに対する、生産者側の関心度を示す興味深い調査結果がある。

「GMOは農業の試金石 食の不安に伝える道を」

北見や十勝などの大規模農家。「生産者の栽培する権利の保護」を強調し、日本モンサント社主催の講演会にも協力して農家出身のわたしは、GM作物の栽培によってコスト削減を求めようとする彼らの心情は理解できるが、消費者に信頼される農業を追求していかないのではないかと、思う。

# 欧州で広がる「GMOフリーゾーン」

「遺伝子組み換え食品いらぬ！キャンペーン」代表 天笠啓祐さん

## 「農業の多様性」を大切に

「この数年、「すべての遺伝子組み換え作物・食品(GMO)のない地域」という意味の「GMOフリーゾーン」を宣言する動きが、ヨーロッパの州政府を中心に広がってきました。昨年十一月、十の州政府がフリーゾーン宣言による損害には「発生者負担の原則」を適用すべき」と主張、イタリアから始まった「スロフード運動」とセットになり、州政府や生産者、消費者らが「農業の多様性を大切にしよう」と訴えています。

EU(欧州連合)は一昨年、新しい表示制度の成立と、バターで、GMOの栽培・販売のモラトリアム(一時停止)を解除しました。EU

委員会は、慣行の有機・G.Mという三つの農業の共存政策を打ち出しましたが、現実には共存はきわめて難しい状況です。こうした事態を見越して、動きが活発になり

ました。これまでに、イタリアでは国土の八割近い市町村が「G.Mフリー」を宣言。オーストリアでは九州のうち八州までが宣言し、うち一つの州は独自の法律を制定しています。イギリスでは、すでに「フリー」地域に住む人が千五百万人に達し、二十四万ヘクタールの土地(うち8割が農地)を所有するナショナル・トラストが「G.Mフリー」に進み、その土地でのG.M作物栽培禁止を決定しました。さらに、同国最大の農業者であり、年間一兆円近くの食品を販売するコープも今年、G.MOを一切禁止し、G.M作物を栽培する顧客への資

金負担もやめるそうです。ドイツでは連邦政府の取りくみがかじりかりしており、ギリシャでは地域農業の振興をメーンに「G.Mフリー」を宣言。ベルギーやポランド、スイスなどでも広がを見せています。EU以外では、カナダやアメリカの自治体で宣言するところが出てきました。

いま、北海道が制定しようとしている「G.M作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」は、ヨーロッパの「フリーゾーン」の内容に匹敵するもので、世界的にも注目される取りくみといえるでしょう。

## 監視や表示制度の確立を

一月下旬には、「フリーゾーン運動」の関係者が初めて一堂に会して、EU委員会に政策変更を求めました。ヨーロッパの「フリー宣言」は、農業の多様性を守るという格調高いもので、「生産者や消費者には選択する権利がある」として、「種子や自然環境、食料主権を守る」こと、安全性と予防原則、地域の共存などをきちんと示しています。

一方、アメリカでは「特許権の侵害を理由に」モンサント社が農家を提訴するケースが九十七件に上っています(小企業も含めて)百四十七の農家が訴えられ、平均四千五百万円もの和

解金を支払われているのです。日本はいま、世界で最もG.M作物を輸入している国ですが、ほとんどの消費者は「G.MOを食べていい」という実感がありません。こぼれ落ちたG.Mナタネの種子による汚染の拡大や、(推進側の)バイオ作物懇話会によるG.M大豆の作付け、「試験」という名の栽培拡大などの動きがあるので、きびしく監視していくことが大切です。

道の条例案には罰則規定があり、事実上、栽培を規制する内容ですが、全国に広がる動きにはなっていない。岩手県と滋賀県では指針が策定されていますが、まだまだ不十分な内容です。

そんななか、(試験研究機関が集まる)茨城県つくば市で栽培規制の指針を創ろうという動きが出てきました。滋賀県内では「フリーゾーン運動」の提起がなされ、(独立行政法人による)G.Mイネ試験の監視活動も続いています。汚染の拡大を防ぐために、ナタネの検査活動も始まりました。学校給食にG.MOを入れさせない取りくみや、心強い仲間である農協に対する働きかけも必要でしょう。

日本では、食品への混入率が5%以下のものには表示義務がありませんが、EUと同等の表示制度を確立させていくことも重要ですが、ヨーロッパで広がっている「G.Mフリーゾーン」を求めることが大事な時代を迎えています。条例の制定をきっかけに、北海道の生産農家の人たちが声を上げてほしい。

◆ 「北海道をG.M汚染から守ろう！」全国集会の講演を要約。2月18日、札幌市内で



1947年東京生まれ。1970年早稲田大学工学部卒業。1973年東京大学大学院経済学系修士課程修了。1975年東京大学大学院経済学系博士課程修了。1976年東京大学経済学系助教授。1980年東京大学経済学系教授。1985年東京大学経済学系教授。1990年東京大学経済学系教授。1995年東京大学経済学系教授。2000年東京大学経済学系教授。2005年東京大学経済学系教授。2010年東京大学経済学系教授。2015年東京大学経済学系教授。2020年東京大学経済学系教授。2025年東京大学経済学系教授。